副市長の選任について

次の者を副市長に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第162条の規定により同意を求める。

平成29年2月28日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市別名 越 智 博

「理由」

長野和幸副市長が平成29年2月28日で辞任するので、上記の者を選任しようとするもの。

地方自治法(抜すい)

(副知事及び副市町村長の選任)

- 第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。 (副知事及び副市町村長の任期)
- 第163条 副知事及び副市町村長の任期は、4年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

教育長の任命について

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律 第162号)第4条第1項の規定により同意を求める。

平成29年2月28日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市波方町

八木良二

「理由」

髙橋実樹教育長が平成29年2月28日で辞任するので、上記の者を任命しようとするもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜すい)

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に 関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。 (任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の 任期は、前任者の残任期間とする。

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により同意を求める。

平成29年2月28日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市宮窪町 村 上 浩 一

今治市国分 竹 田 美 和

「理由」

奥本忠孝委員の任期が平成29年3月8日で満了し、吉良佳世委員が平成29年2月28日で辞任するので、上記の者を任命しようとするもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜すい)

(任命)

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の 任期は、前任者の残任期間とする。

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項前段の 規定により同意を求める。

平成29年2月28日提出

今治市長 菅 良 二

記

市議会議員

藤 原 秀 博

「理由」

議員の任期満了に伴い、現在欠員中の監査委員を選任しようとするもの。

地方自治法(抜すい)

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公 共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下この款 において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。

(以下省略)

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員 のうちから選任される者にあつては議員の任期による。

(以下省略)